

東大和市学校規模等のあり方検討委員会（第14回）会議録

1 開催日時

平成23年7月12日（火）午前10時00分から

2 開催場所

会議棟第1会議室

3 出席者

委員：青野かほる 荒川進 小川雅義 鈴木一徳 高嶋清和
渡辺理万 菊地明 菊地フミ子

事務局：小島学校教育部長 田代学校教育課長 藤本学務係長 石原主任

4 公開・非公開の別

公開

5 傍聴者数

0人

6 議題

- (1) 西東京市、東久留米市視察のまとめ
- (2) 報告書作成に向けた検討の開始
- (3) その他 次回会議日程

7 会議の要旨

- (1) 西東京市、東久留米市視察のまとめ

【質疑等】

委員長： 4月、5月に実施した視察について、今後の東大和市に役立ちそうな事柄があれば、皆さんの意見を出してもらいたい。

委員： どちらの市にも共通することだが、市民に対する説明が難しく、わかりやすい説明が必要であると感じた。

委員： 西東京市の場合、学校の再編成にあたり交通擁護員を配置していたが、東大和市では、そのような対応は取っていないのか。

事務局： 現状では、信号機のない通学路1か所みの配置である。

委員長： 今後、当市において再編成を実施するとなると、交通擁護員の配置も検討事項となるのではないか。

事務局： 現状では交通ボランティアの方に対応をお願いしており、交通擁護員を増加させるという状況ではない。ただ、今後再編成を行うという

こととなれば、再検討しなければならないものと考えている。

委員： 他市では、再編成にあたっての市としての方針がはっきり出ていると感じた。当市の場合も、南側地域の児童生徒数の増加、小規模校への対応について、具体的に焦点を絞って考えていかなければならないと感じた。加えて、35人学級の導入に関する影響についても、長期的なスパンで考えていかなければならないと感じた。

委員： 両市とも、財政的な要因により再編成を実施したのだと思う。しかし、小学校の廃校に賛成する人はおらず、小学校は地域社会の中核的な存在であるので、このことを考えていかなければならないと感じた。ただ、あまりにも小規模となっている学校については、統廃合もしなければならず、その際の理由付けを明確化する必要があると感じた。また、統廃合によるメリットを説明することも大切で、そのメリットとは「子どもの教育にとってメリットがある」ということに尽きるのではないか。「市が財政的に助かる」といった理由付けでは、再編成は困難であると感じた。

委員： 東日本大震災により、校舎等に影響があった市内の学校はないのか。

事務局： 市内の学校において、部分的な修復が必要となったケースはあったが、大きく手直しが必要となるような学校はなかった。現在、六小、七小、八小の耐震化工事を進めており、この工事で全ての学校の耐震化工事が完了する。体育館についても今年度四小、四中の耐震化工事を実施しており、残りの10体育館は来年度実施予定である。一連の工事により、建物躯体の耐震化工事は完了することとなる。

委員： 新しい市長の就任により、これまでの考え方が変わることはないのか。

事務局： 市長は、統廃合も選択肢の一つとして考えているようである。ただ、現在この委員会において議論を行っており、ここでの検討結果は尊重してもらえるものと思っている。

委員長： この2市は「統廃合ありき」から議論がスタートしていると感じた。保護者への説得についても、子どもたちへの教育がより良くなる点やバックアップ体制を強調していた。

(2) 報告書作成に向けた検討の開始

【質疑等】

委員長： 事務局が作成した報告書の項目（案）中の4「学校規模適正化に関する基本的な方針」の(1)「基本的な考え方」について議論をしたい。案として、①単学級の解消、②国の標準学級数との一致、③必要とする特別教室数の整理が挙げられているが、その他にあるか。これは保護者向けに説得する大きな材料となるものである。自分の意見として

は、東久留米市の例で「可能な限り等しく充実した教育条件の下で学ぶことができる」という方針があったので、そのようなことも盛り込んだ方が良いと感じた。

委員： それは大事なことだと思う。ただ、等しく貧しいというのは好ましくないなので、大きな理想を掲げることも大事ではないか。大きな理想を掲げた上で、実際に出来ることを整理していくことが重要である。

委員長： 今までは良いことをしようとしても「全校で実施出来ない」といった理由により、実施しなかったこともあった。ただ、現状より良くするという視点が重要なので、大きな理想像についても、この「基本的な考え方」の前提条件に入れたいと思う。

委員長： 他に意見がないようなので、この「基本的な考え方」については、今日のレベルではここで終わりにしたい。次に、(2)の「大規模校への対応」について議論をしたい。事務局の案として、①校舎の増築、②学区の変更、③学校選択制の導入が挙げられているが、意見はあるか。市の南側には大規模なマンションが建設されており、特に八小への対応が必要ではないか。

委員： 五小は問題ないのか。

事務局： 現在の推計では、五小は減少傾向となるのではないかと考えている。ただ、都営住宅跡地の再開発計画があるので、その影響は不明である。全体的に市の東側部分については、都営住宅跡地の再開発計画はあるが、大きな影響はないものと考えている。十小を含めた市の南西部地域が問題である。

委員長： 学校選択制について、市として導入するという考え方はあるのか。今までは導入する予定はないものとして理解していた。

事務局： 現状では導入する予定はない。

委員長： そうなると、③の学区選択制の導入はここに載せない方が良くはないか。

委員： 学校選択制というのは、学校規模の大小を調整するという機能で位置づけるものではないと思う。学校同士で競争して良くするという理念のものなので、ここに載せない方が良くはないか。また、学校選択制は成功しているとは思えない状況である。学校選択制は、「地域社会における中核的存在」という学校の役割を薄くしてしまっているのではないか。

委員長： それでは、③の学校選択制の導入については、ここから省くということとする。

委員： 校舎の増築は、学区の変更で対応可能であれば、実施しなくて済むのではないか。財政的な理由もあるので、なるべく増築しない方が望ましい。ただ、学区の変更は非常に難しい面もあるので、市内を

ある程度の大きなブロックに分けて、ブロックの中で希望校を選択できる制度の導入も考えられる。

委員長： 今の意見を踏まえると、②の「学区域の変更」を「学区域の変更・調整」とするのはどうか。そうすることで、選択肢が広がるのではないかな。

委員： 良いと思う。

委員長： それから①の「増築」であるが、財政的に実施可能なのか。不可能であるのであれば、載せない方が良いのではないかな。

事務局： 財政的な問題については、まだ市長部局と未調整である。今回、最新のデータに基づいた将来の児童生徒数を推計しているが、八小については非常に大きな伸びとなるので、抜本的な対策がなされない限り増築は不可欠な状況である。同様に、二小、十小についても児童数が増加する見込みである。特に二小、八小については、何らかの対策を打たなければ、児童を受け入れ出来なくなる可能性もある。

委員長： 二小はすでにプレハブが建っているのに、新たに建てる余裕はないのではないかな。そうすると、八小、十小にプレハブを建設し、二小については学区域を変更しなければ、増加する児童数に対応できないのではないかな。

委員： 二小、八小、十小など、個別の対応が先になることはやむを得ないが、全市的な学校規模や適正配置を見通した中で対応した方が市民にとっては説得力があると思う。

委員長： 大きな視点で考えれば、例えば三小と六小を合併させて再編成することも考えられる。それから七小と九小の合併もあるかもしれない。そのような長期的な見通しを立てた上で、増築などの個別的な対応をした方が、場当たりの対応とならずに済むのではないかな。

委員： 将来の学級数の予測について、特別支援学級の学級数が含まれていないが、実際にはその数も考慮する必要があるのではないかな。

事務局： 今回の推計は普通学級のみである。

委員： 東京都特別支援教育推進計画第三次計画では、全ての学校に特別支援学級を設けることになっているはずである。

事務局： そのようなこともあるので、(1)の「基本的な考え方」で、③に「必要とする特別教室数の整理」を挙げた。ここを整理しなければ、普通教室の必要数は出せないものと考えている。特別教室については、明確な基準がないというのが現状である。

委員： 特別教室数の整理とあるが、本当はもっと充実させなければならぬものであり、難しい課題である。

事務局： 理想を言えば、特別教室はもっとたくさんあった方が良いとは思いますが、一定の枠を設けて、普通教室数の必要数を考えていかなければな

らない状況である。

委員長： 以前、必要な特別教室数を検討した際には、特別支援学級を全校に設置するという前提はなかった。よって、以前検討した数にプラス2程度する必要があるのではないか。

委員： 特別支援学級の拡大や35人学級の導入により、現在小規模校であっても、手狭になるということがあるのではないか。このように先行きの見通しが不透明であるので、現状では小規模校への対応は考えられないのではないかと思う。

委員： ここで「学校規模適正化に関する基本的な方針」として具体的な対策を考えているが、基礎資料がないと判断できないのではないか。

事務局： 基礎資料として、今回、今後の児童生徒数の推計に関する資料を配布した。この推計は、マンション建設及び35人学級の拡大による影響を考慮した内容となっている。その資料によれば、単学級が問題となっていた三小、六小、七小、九小のいずれも、単学級が解消する見込みとなっており、良い方向に向くのではないか。逆に問題となってくるのは大規模校で、二小、八小の児童数の増加への対応が必要な状況である。この推計は、住民基本台帳の就学前児童数から推計したものであり、マンション建設に伴う影響を除いては信ぴょう性が高い数字であると考えている。

委員長： この推計だと、統廃合は考えられない状況で、大規模校への対応が重要となってくるのではないか

委員： この資料では、平成29年度までの児童数が推計されているが、どこまで期間を視野に入れるかが問題になるのではないか。長期的に、例えば今後の10年後を見据えて対策を練るということも選択肢の一つとしてあるのではないか。

事務局： 確かに10年、20年というスパンで考えることも重要であるが、例えば八小については、数年後に教室が足りなくなるという事態が想定され、喫緊の課題となっている。

委員長： 6年程度という期間の中で、限定して対応を検討した方が良いのではないか。10年先となると、状況を見通すことは困難である。また、これから建設するプレハブも、将来、社会教育施設への転用を見込んで建設するといった視点も重要ではないか。

事務局： 現在の状況を見ると、ニュータウンなどは高齢化による世代交代で児童数が減少している。よって、現在児童数が増加している学校についても、将来同様のことが起きる可能性がある。

委員長： その時に対応できる建物にしておく、というのが市の財政を考えると良いのではないか。また、開発業者が学校を建設するという選択肢はないのか。

- 事務局： 東大和市街づくり条例に基づき、開発業者へ学校施設の整備に対する協力を求めることは可能である。開発業者から1世帯あたり一定の金額を寄付してもらうことについて、交渉次第ではあるが、可能性は残されている。
- 委員長： 寄付金により、市負担の軽減につながることは望ましいことである。
- 委員長： 現状で考えられる今後の見通しはこの程度で、これ以上の推測は困難ではないか。
- 事務局： 35人学級の今後の状況等、不確定要素が多すぎると思う。また、将来の児童数についても、6年以上先では住民基本台帳に基づく推計が出来ないため、根拠のない推計となってしまうのではないか。
- 委員長： 駅前に建設されたマンションについて、事前に児童数等のシミュレーションを実施したと思うが、現在はどのような状況か。
- 事務局： 対象校の二小について、マンション建設当時より現在の方が児童数は増加している。マンションに入居された方の子供が徐々に入学し始めているからではないか。
- 委員長： マンションは安くなっており、若い世代が転入してくるので、以前の推計では合わなくなっているのではないか。
- 事務局： 今後建設される警視庁職員官舎については、学校の受け入れ態勢が整っていないので、交渉した結果、3人世帯という条件を付ける予定である。しかし、他の民間マンションには同様の条件を付けることは不可能である。
- 委員： これまでの話から、二小は増築が不可能であるので、今後の対応としては学区域の変更しか考えられないのではないか。
- 事務局： 二小の学区域を変更し、八小、十小は増築で対応することは考えられる。二小は東側のエリアが広いので、これを見直すことがあるかもしれない。
- 委員長： いずれにしても、新青梅街道より南側の小学校について、何らかの対応が必要である。
- 委員： 西東京市の例では、新青梅街道を横断して通学しているような事例も見受けられた。このようなことも検討すべきではないか。
- 委員長： 二小については、駅前から北に延びている道路の東側も学区域となっているが、これを五小に移行し、五小と六小との間も調整すれば良いのではないか。そうすることにより、中学への進学についてもスムーズになるのではないか。
- 委員： 二小の問題はこうすることにより机上では解決するが、学区域の変更を地域の方に納得してもらうためには、十分な話し合いが大切である。
- 委員長： 直近の具体的対策として、八小、十小は増築し、二小は五小との学

区域の変更で対応するという方向性が出てきた。

事務局： 喫緊の課題としては、学区域の変更は最小限として対応できる方法を検討することとなるのではないか。

委員長： 今回の委員会で案として出た学区域の変更は、具体的なシミュレーションをした上で、改めて検討することが必要である。あわせて、八小、十小の増築についても、必要な教室数を整理することが必要である。方向性としてはこのようなところであるが、七小と九小の統廃合などは、長期的な視点で考えるとどうなるか。

事務局： 今後6年程度の推計においては、九小の単学級は解消する見込みであるが、それ以上の推計は困難である。

委員長： 市内小学校の学区域を確認してみると、五小の学区域が変わっていて、中央通りの北側の一部も学区域となっている。この地域を六小に組み入れることもできるのではないか。二小と五小との境についても、青梅街道から東側を五小に組み入れるという選択肢もある。八小と十小との間で調整する余地はないか。

事務局： 十小については、新たに大型マンションが建設される予定で、この対応が必要である。

事務局： 学区域の調整にあたっては、小中連携のことも考慮し、小学校と中学校の学区域の連動性にも配慮しなければならないのではないか。

委員長： 同一小学校から同一中学校へ進学することが理想である。そうになると、五小は二中と三中に進学しており、一定の配慮が必要であろう。八小と十小については、いずれも進学先が四中であるので、問題ない。そうすると、八小と十小との境を変更できるのではないか。

事務局： 現状の推計においては、十小の学区内に建設予定の大型マンションの影響は考慮しておらず、現状以上に学区域を拡大させることは困難である。

委員： 八小は増築することで対応できるのではないか。一方、二小は増築が困難であるので、五小との調整が必要ではないのか。この場合、二小、五小、六小の間で学区域を調整することとなる。

委員長： この変更により六小の児童数が増加するのであれば、その一部を三小に組み入れるということも考えられる。

委員： 五小の学区域には、中央1丁目、2丁目が含まれており、この地域の子供たちは、中央通りを渡って通学している。中央通りを渡らずに済む六小に組み入れることが望ましいのではないか。加えて、青梅街道東側の地域は五小学区とすることで、二小の児童数は減るのではないか。

事務局： 二小と五小との境界線は非常に入り組んでいるが、過去からの経緯があつてこのようになっていると思われる。よって、これを変更する

ことについて、地域住民にとって大きな抵抗があるのではないか。

委員： この地域には古くから住んでいる方が多く、二小には強い思い入れがあるものと思われる。

委員： 他の学校のために自分の学区域が変わるということには、地域住民の強い抵抗がある。よって、市の方針を明確にした上で、地域住民を説得するという姿勢が大切である。

委員長： ただ、小学校の学区域の変更により、同一小学校から別々の中学校に進学するという問題が解決できるのであれば、大きな説得材料にはなり得る。

事務局： いずれにしても二小は増築が不可能であるので、学区域の変更など、他の方法による対応を検討しなければならない状況である。

委員長： 他校と比較して二小が最も難しい問題である。

委員： ただ、この理由を説明すれば、二小の方たちも納得するのではないか。

委員長： 二小だけを対象とすれば抵抗は大きくなるが、六小なども含めて児童数を均一するというのであれば良いのではないか。

委員長： 該当地域にどのくらいの対象者がいるかシミュレーションをして、それを基に次回検討するということが良いか。

事務局： 今回の議論で対象となった地域について、事務局においてシミュレーションをするので、次回会議で検討をお願いしたい。

委員： 増築をするとなると校庭が手狭になるが、二小を増築した際には問題とならなかったのか。

事務局： 校庭が狭いという話は今でも二小はある。増築をするメリットと校庭が狭くなるというデメリットを比較した上で、当時の保護者に了解をしてもらったものと理解している。今後については、建築方法の工夫次第であまりスペースを必要としない方法も考えられるが、デメリットもあるので、保護者を含めて総合的に判断する必要がある。

委員長： 運動会の際に十分にスペースを確保できるということが大切ではないか。そう考えると、八小、十小については、増築することは問題ないのではないか。

事務局： 新しい発想として、桜が丘市民広場のある場所はもともと学校建設用地として取得したという経緯があるので、将来的にそこに新しい学校を建設し、周辺校の統廃合を実施するという考えもある。非常に将来的な話で、喫緊の課題には対応できないが、このようなことも考えられる。